

～令和6年度八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金のご案内～

家庭用燃料電池システム(エネファーム)・

定置用リチウムイオン蓄電システム・V2H充放電設備

1 申請期間

令和6年4月15日(月)～令和7年1月31日(金) ※土日祝日・年末年始は除く

受付時間 : 8:30～17:00

※補助金の申請総額が予算に達し次第, 申請受付が終了となります。

2 受付場所

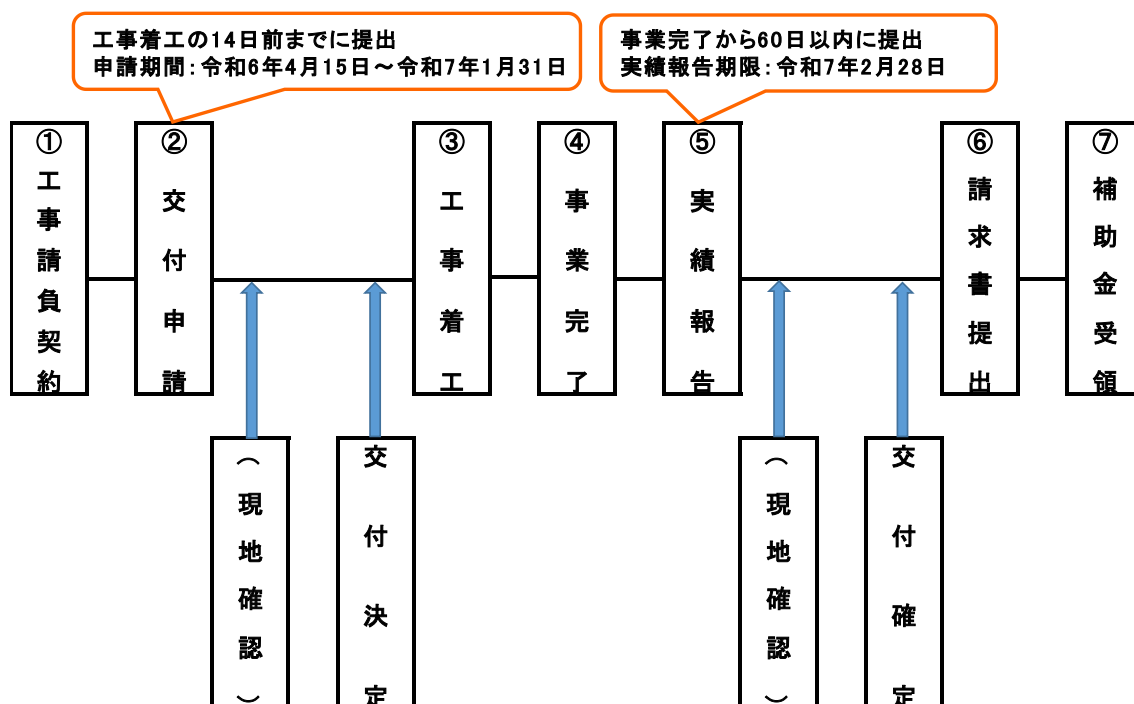
市役所2階 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室

申請方法 : 窓口・郵送

※郵送での受付は, 郵送到着日当日の窓口申請分受付後とします。

※不備なく, 全ての書類をご提出いただいた日を受付日とします。

3 補助の流れ



#### 4 補助金の額

設備の種類	補助金の額※
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	10万円
定置用リチウムイオン 蓄電システム	7万円
V2H充放電設備	補助対象経費×1/10(上限25万円)

※補助対象経費が補助金の額に満たない場合にはその額とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。

#### 5 補助対象設備の要件

- (1) 未使用品であること。
- (2) 関係法令に準拠していること。
- (3) 補助対象となる各設備の要件について満たすこと。

設備の種類	設備の要件
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。
定置用 リチウムイオン 蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されているものであること。
V2H充放電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

## 6 補助対象経費

設備の種類	補助対象経費※
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	設備本体(燃料電池ユニット, 貯湯ユニット等)の購入費 付属品(給湯器, リモコン等)の購入費 工事費(据付・配線・配管工事等)
定置用 リチウムイオン 蓄電システム	設備本体(蓄電池部, 電力変換装置, 蓄電システム制御装置等)の購入費 付属品(計測・表示装置, キュービクル等)の購入費 工事費(据付・配線工事等)
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費

※消費税, 地方消費税相当額, 国等の補助金額を差し引いてください。

## 7 補助対象設備を設置する住宅の要件

設備の種類	設備を設置する住宅の要件
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	以下の要件のいずれかに該当すること。 (1) 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。 (2) 補助事業を実施する者自らの居住の用の供するために市内に新築する住宅。 (3) 補助事業を実施する者自らの居住の用の供するために取得する, 未使用の補助対象設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅。 (4) 第三者が所有し, 補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。
定置用 リチウムイオン 蓄電システム	実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備(太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって, 設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。)が設置されていること。 かつ, 以下の要件のいずれかに該当すること。 (1) 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。 (2) 補助事業を実施する者自らの居住の用の供するために市内に新築する住宅。 (3) 補助事業を実施する者自らの居住の用の供するために取得する, 未使用の補助対象設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅。 (4) 第三者が所有し, 補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。

<p>V2H充放電設備</p>	<p>実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。)が導入されていること。</p> <p>※電気自動車: 電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもの。</p> <p>※プラグインハイブリッド自動車: 電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもの。</p> <p>かつ、以下の要件のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。</p> <p>(2) 補助事業を実施する者自らの居住の用の供するために市内に新築する住宅。</p> <p>(3) 補助事業を実施する者自らの居住の用の供するために取得する、未使用の補助対象設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅。</p> <p>(4) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。</p>
-----------------	--

## 8 補助対象者の要件

- (1) 『申請者＝契約者＝請求書名義』になっていること。  
※名義の完全一致が原則になります。  
認められない例)申請者:夫, 契約者・請求書名義:妻  
上記の場合, 実績報告時 3 つの名義を統一していないと補助要件を満たさないことになり, 実績報告をいただいても補助の対象となりませんので注意してください。
- (2) 補助対象設備の設置費等を負担し, 当該設備等を所有すること。(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で購入し, 所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより設置し, 所有者がリース事業者等である場合を含む)。
- (3) 補助対象設備の設置をリースで行う場合には, 設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また, リース事業者は, リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。  
なお, リース契約については, 次の各項のいずれかを満たすこと。  
ア リース期間が財産処分制限期間(14(3)参照)以上の契約となっていること。  
イ アを満たさない場合は, リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。
- (4) 市内に住所を有する個人であること。(実績報告日までに住民登録する場合を含む。)
- (5) 補助対象設備を設置する住宅において, 共有者がいる場合又は第三者が所有する場合は, 全ての共有者又は所有者から補助対象設備を設置することについて同意を得ていること。
- (6) 補助対象設備を設置する住宅において, 設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し, 自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が, 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領又は八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付実施要領に基づく補助を受けていないこと。
- (7) 定置用リチウムイオン蓄電システムについては, 設備設置者又は自らと同一の世帯を構成する者が, 県の他の同種の補助金の交付を重複して受けていないこと。

## 9 交付申請について

申請期間(令和6年4月15日(月)～令和7年1月31日(金))において, 本体設置工事着工日(建売住宅は住宅の引渡し日)の14日前(同日が閉庁日の場合は, その直前の開庁日)までに, 下記の書類を添えて申請してください。

※郵送の場合の期限は, 令和7年1月31日(金)必着

申請時に必要な書類

1	<p><b>交付申請書</b>(第1号様式)</p> <p>右上の日付は未記入のまま提出してください。</p>
2	<p><b>補助対象設備の概要</b>(第1号様式 別紙1)</p> <p>申請する設備が記載されている用紙のみの提出で構いません。</p> <p>着工予定日には、本体設置工事着工予定日を記載してください。</p> <p>完了予定日には、補助要件となる工事等がすべて完了する日を記載してください。</p> <p>例)蓄電システムの場合、蓄電システム設置工事及び住宅用太陽光発電設備設置工事がすべて完了する日。</p>
3	<p><b>契約書・注文書・見積書等の写し</b></p> <p>『申請者＝契約者』であること。</p> <p>設置経費・工事着工日(完了日)が記載されていること。</p> <p>国の補助金の交付決定を待たなければ契約・注文ができない場合、申請時は見積書の写し(経費の内訳が確認できること)及び国への申請書類の写し(設置場所住所、申請者氏名、申請する設備、申請額が確認できること)の提出でも構いません。ただし、実績報告時に契約書・注文書の写しを提出してください。</p> <p>補助対象設備の設置をリースで行う場合、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写しを提出してください。</p>
4	<p>(※補助対象設備の設置をリースで行う場合)</p> <p><b>貸与料金の算定根拠明細書</b>(第1号様式 別紙2)</p>
5	<p>(※補助対象設備の設置をリースで行う場合)</p> <p><b>登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)の写し</b></p> <p>法人のみ提出してください。</p>
6	<p><b>設置設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し</b></p> <p>蓄電システムの場合、SII登録パッケージ型番と構成する個々の型番が記載されていること。</p>
7	<p><b>設備の設置予定図面</b></p> <p>設備設置位置が確認できること。</p>
8	<p><b>設備の工事着工前の現況写真(カラー)</b></p> <p>設置予定場所(周囲の壁等含む・建物における設置場所が分かるもの)</p>
9	<p>(※契約書等に工事着工日(完了日)が記載されていない、契約書等に記載された工事着工日(完了日)を変更する等で、工事着工日(完了日)がわかる書類が他にない場合)</p> <p><b>事業期間申出書</b></p>
10	<p><b>手続代行届出書</b>(第8号様式)</p> <p>事業者等が手続を代行する場合、提出してください。</p> <p>申請者の氏名は、<u>申請者本人が自署または記名押印</u>してください。</p>
11	<p><b>申請前チェックシート</b></p> <p>提出前に書類を確認し、チェックを付けてください。</p>

## 10 交付申請の内容に変更や工事の中止が生じた場合

変更とは？⇒申請時と同じ設備ではあるが、異なる型番の物を設置した場合等『八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書』(第3号様式)の提出が必要になりますので、必ずお問い合わせのうえ、ご確認ください。

## 11 設置工事の着工について

補助金申請を行った後、10日程度で申請者に交付決定通知書を送付します。通知を受けてから、本体設置工事を着工(建売住宅は住宅の引き渡し)するようにしてください。ただし、本体設置工事以外の基礎工事や配線又は配管工事等は、交付決定通知書の到着前に着工しても構いません。

なお、申請時の事業完了予定日より事業完了が遅れた場合は、変更の届出が必要となります。

## 12 実績報告について

事業完了日から60日以内、または令和7年2月28日(金)のいずれか早い日までに、下記の書類を提出してください。

なお、本市に住民登録の届出を済ませてから実績報告してください。

事業完了日とは、補助要件となる工事等がすべて完了した日をいいます。

例)蓄電システムの場合、蓄電システム設置工事及び住宅用太陽光発電設備設置工事がすべて完了した日。

V2H充放電設備の場合、V2H充放電設備設置工事、住宅用太陽光発電設備設置工事及び電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車の自動車検査証交付がすべて完了した日。

※郵送の場合の期限は、令和7年2月28日(金)必着

### 実績報告時に必要な書類

	書類等
1	<b>実績報告書</b> (第5号様式) 右上の日付は未記入のまま提出してください。 「年 月 日付け八千代市環指令第 号」には、 <u>交付決定通知書の右上の日付・指令番号</u> を記入してください。不明な場合は、未記入のまま提出してください。
2	<b>補助対象設備の概要</b> (第5号様式 別紙) 申請する設備が記載されている用紙のみの提出で構いません。
3	<b>領収書等の写し</b> 割賦払いで領収書が出ない場合は、販売店が発行する支払い証明書の写しを添付してください。 補助対象設備の設置をリースで行う場合、提出不要です。

4	(※実績報告書(第 5 号様式)において、住民登録について市長が確認することに、同意しませんにチェックした場合) <b>住民票の写し(コピー不可)</b> 設備を設置した住宅における申請者の住民票の写しで発行日から 90 日以内のもの
5	<b>設備設置が分かる写真(カラー)</b> ・設備設置場所(周囲の壁等含む・設置した設備・建物における設置場所が分かるもの) ・設備の銘板(型番や製造番号が分かるもの)
6	<b>保証書等の写し</b> お客様名、設置場所、メーカー名、設置設備の品番、引渡し日、保証開始日、事業者名等が記載されていること。 保証書の写しの提出が難しい場合は、出荷証明書又は出荷検査成績書(検査日の記載があるもの)の写しを提出してください。
7	(※蓄電システム又は V2H 充放電設備の場合) 住宅用太陽光発電設備が設置されていることを確認できる書類の写し 以下のいずれかを提出してください。 ・ <b>接続契約のご案内の写し・太陽光パネルの保証書の写し・特定契約締結に係る書類の写し・売電明細の写し(住所・氏名が記載され、発電設備が太陽光と確認できるもの。売電額は 0 円でも可。)</b> ・電力需給契約変更申込書の写し(電力会社記入欄に記載のあるものに限る。) ・ <b>住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真(カラー)</b>
8	(※V2H 充放電設備の場合) <b>電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の自動車検査証の写し</b> 自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証記録事項の写しを提出してください。 ※自動車検査証の燃料の種類が「電気」、「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」、用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限ります。
9	(※国の補助金の交付決定を待ち、申請時に契約書・注文書を提出できなかった場合) <b>契約書・注文書の写し</b>
10	(※申請時の事業完了予定日より事業完了が遅れた場合) <b>事業期間変更届出書</b>
11	<b>遅延理由書</b> 事業完了日の翌日から起算して 61 日以上経過した場合には提出が必要になります。 <u>遅延理由書の提出により、実績報告書の締め切り日(令和 7 年 2 月 28 日)が延長されるわけではありませんのでご注意ください。</u>
12	<b>交付請求書(第 7 号様式)</b> <u>押印の省略が可能となったため、様式に押印欄がありますが、請求者の押印をせずに提出しても構いません。従来どおり押印したのものでも問題ありません。</u> 右上の日付は未記入のまま提出してください。 実績報告時にはまだ額の確定の通知をしていないため、「 <u>年 月 日付け八千代市環指令第 号</u> 」は未記入のまま提出してください。 補助対象設備の設置をリースで行う場合、委任状も提出してください(押印省略不可)。 また、リース事業者が押印を省略する場合は、本件責任者氏名、本件担当者氏名、連絡先を余白に記載してください。
13	(※申請時の代行者を変更する場合または実績報告のみ代行者が手続する場合等) <b>手続代行届出書(第 8 号様式)</b> 事業者等が手続を代行する場合、提出してください。 申請者の氏名は、 <u>申請者本人が自署または記名押印</u> してください。 ※申請時の代行者から変更がない場合、提出不要です。
14	<b>実績報告チェックシート</b> 提出前に書類を確認し、チェックを付けてください。



### 13 補助金の支払いについて

実績報告提出後、2週間程度で申請者に交付額確定通知書を送付します。また、補助金の支払いについては、実績報告後、概ね4週間後を予定しています。

### 14 その他の注意事項

(1) 書類の記入について

各種書類は、油性の黒のボールペンで記入し、消せるボールペンや修正テープ、修正液等は使用しないでください。

(2) 事前審査について

EメールやFAX、データ持ち込みでの事前審査は行っておりませんので、ご注意ください。

(3) 財産の管理・処分の制限について

各設備における財産処分制限期間を経過するまでは、承認を受けた場合を除き、設備等の譲渡・処分はできません。もし、耐用年数期間内に処分・譲渡をした場合は、補助金を返還していただく場合もありますので、ご注意ください。

設備の種類	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
V2H充放電設備	5年

### 15 提出・問い合わせ先

八千代市 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室

〒276-8501 八千代市大和田新田312-5

電話：047-421-6767(直通)

メール：kankyou1@city.yachiyo.chiba.jp